

ISSN 0910-9978
Ehime Kokogaku

愛媛考古学

第 27 号

犬飼徹夫先生 卒寿記念特集号

2023

愛媛考古学協会

松山城三之丸跡出土泥面子類の穴一変貌にかかるとの考察

菅 百恵

1 はじめに -問題の所在-

松山城三之丸跡では、1996～1997年の愛媛県美術館建設にかかる緊急発掘で、中世前半から幕末期にかけての数多くの成果が得られている。同調査では、コンテナ総数550箱分にも及ぶ膨大な遺物が検出されているが、諸処の事情により、今なお、未報告資料が数多く存在している(土井・門田編2000)。

本稿では、当該調査で出土した遊技用玩具類の一種、江戸後期～幕末期帰属の泥面子のうち、未公開資料、計23点を新たに図示公開するとともに、当該期前後の「穴一」変貌に至る様相の解明に向け、一つの仮説を打ち出し、その立証に向けた若干の考察を試みることにしたい。

2 泥面子とは

泥面子は、遊具として、子ども達の間で昭和期まで大流行してきた歴代の面子類のうち、その最初に登場した玩具である⁽¹⁾。文献史料に基づく斎藤良輔の考察に沿えば、江戸中期以降、幕末期にかけて全盛を迎えたとの見通しがつく(斎藤1997)。

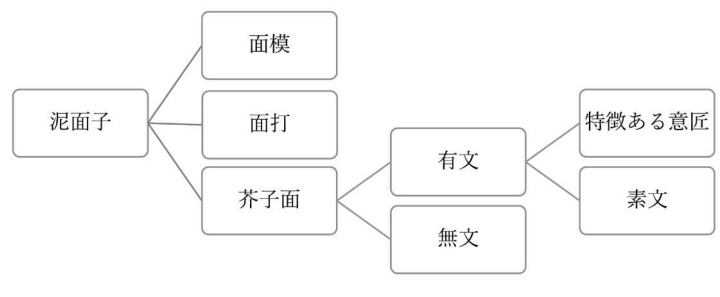
この泥面子類は、喜多村信節1830年刊『嬉遊笑覧』の記載に基づいて「面模」、「芥子面」、「面打」の、概ね三態に細別される場合が多い(安芸2001ほか)。松井かおるは、同三態について、以下の通り定義している(松井1991)。

「面模」は、型抜き遊びに用いられた凹状の型そのものを指す。型内意匠は人面をはじめ、多種多様であり、18世紀前半頃、面模売りにより大坂から江戸へともたらされている。

「芥子面」は、面模の二分の一以下の寸法による小さな型で粘土を打ち抜き、素焼きした土師質玩具を指す。当初は、指の腹に唾をつけて遊ぶ簡易な指人形として使用されていたが、のち、賭博の一種「穴一」と融合し、地面に投げつけた貨幣の代用品として用いられるようになったとされる。

「面打」は、比較的肉厚の円盤状を呈し、表面に意匠を型抜きした素焼きの土師質玩具である。芥子面と同様「穴一」に用いられていた。

さて、今回紹介する松山城三之丸跡出土の資料群は、このうち「芥子面」と「面打」に属するものといえ



第1図 松山城三之丸跡出土泥面子類の分類

るだろう。けれども、これまで学界で周知されてきた標準的な一群よりも一回り小型品が多い。さらに文献記録や民俗系図録等にはまず登場しない素文、無文の粗悪品も散見できる。そこで筆者は、当該資料群をもとに1830年の『嬉遊笑覧』にみえる一節「今はかはりて銭のやうに紋形いろいろ付けたる面打となれり」（同「四 雑伎」）の、伊豫独自の変容過程を解明できると考え、以下、同資料群の実測、撮影、考察を試みることにした。

3 松山城三之丸跡出土の未公開泥面子資料群

第1図は、松山城三之丸跡出土泥面子類を分類したものである。松山城三之丸跡では芥子面のほか、一般的に周知される諸例よりも一回りほど小さい面打様の土製品が1点、さらに、面模が数点出土している⁽²⁾。詳細は後述するが、芥子面については図示するように、「特徴ある意匠」、「素文」、「無文」の三態が窺える。うち「特徴ある意匠」を有する一群に関しては、表裏の形状によって、さらに細分が可能となろう。

第2・3図は、今回筆者等が作成した泥面子類の実測図である。各出土地点と帰属時期に関する詳細については、紙幅の都合、全て注釈に記載したので参照されたい⁽³⁾⁽⁴⁾。帰属時期の不明な

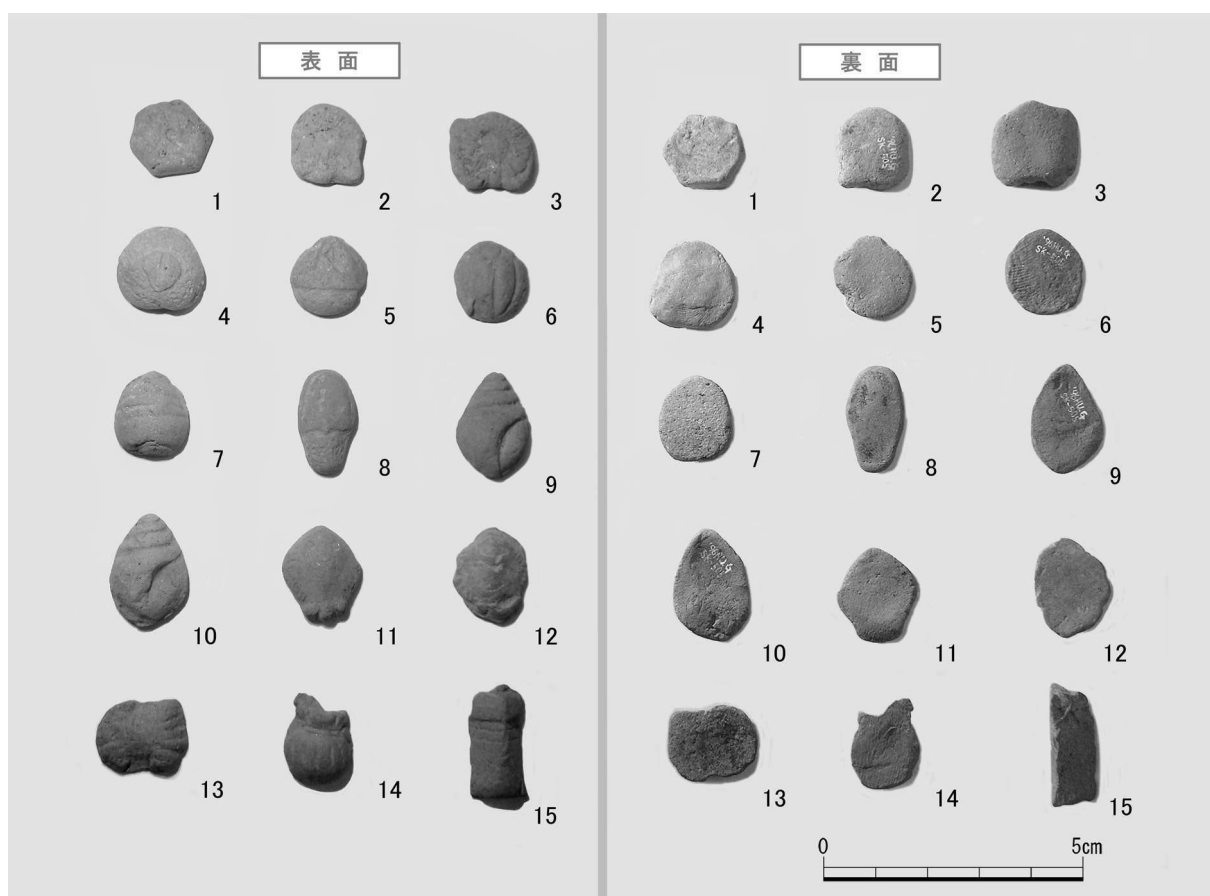
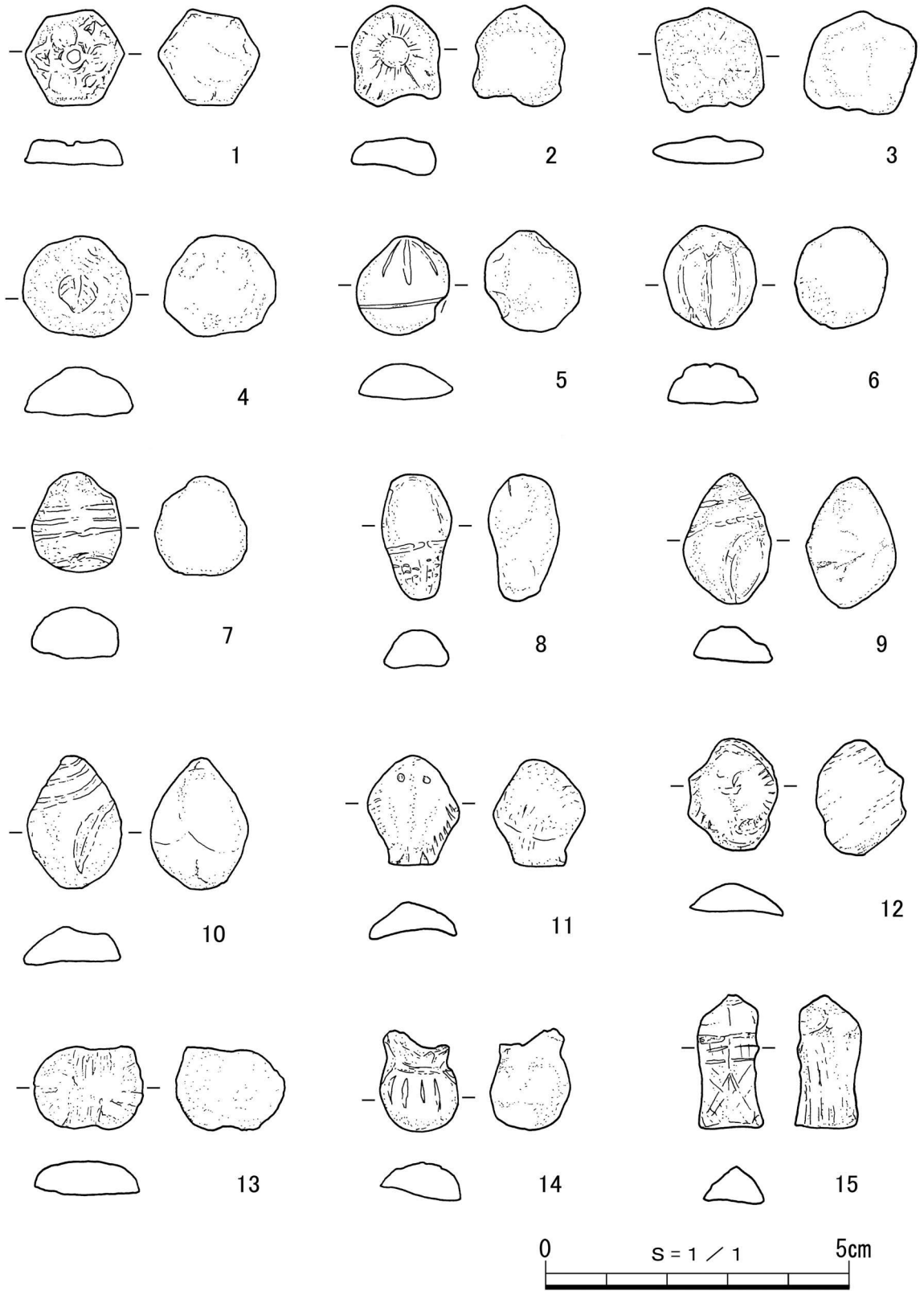
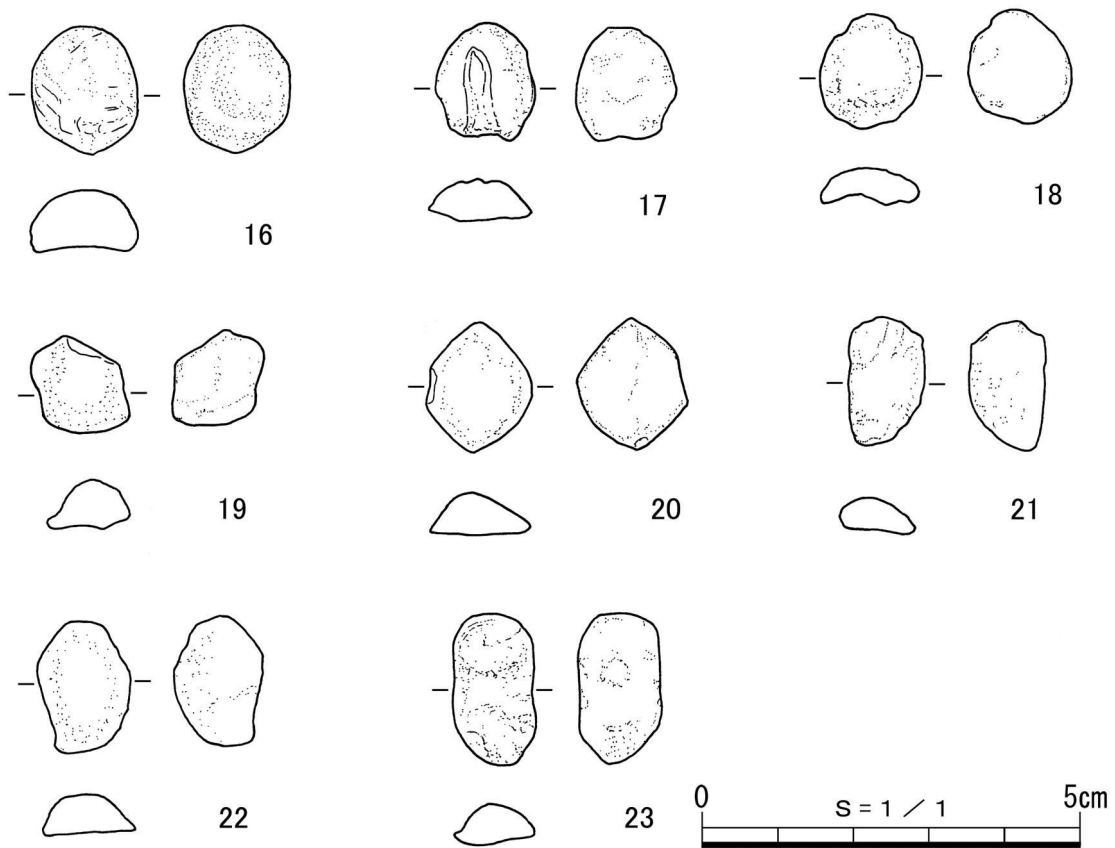


写真1 松山城三之丸跡出土の泥面子類(特徴ある意匠を備える一群)



第2図 松山城三之丸跡出土の泥面子類(特徴ある意匠を備える一群)



第3図 松山城三之丸跡出土の泥面子類(素文・無文の一群)

個体も多いが、出土地点が判明している例では、第3図17の1点を除いて全て江戸I期、すなわち18世紀末～19世紀初頭へと帰趨している。法量は全長14～24mm（平均約19mm）、厚さ4～8mm（平均約6mm）ほどに集約される。

詳しくみていこう。大きくは有文と無文がある。1～17は有文の一群で、全て型抜成形によって製作されている。なかでも1～15は家紋、旭、果実、木葉、魚介類、巾着など日常生活との関わりの深いレリーフが看取できる一群。一方、同じ有文でも16や17は素文、さらに18～23は無文である。後者の素文、無文は、そもそも型抜き行程を経ているのか否かさえも疑問視されるほど粗悪品で、歪な個体が多く、平断面形すら整っていない個体が多い。およそ職人芸による商品の類とは見做し難い、稚拙な一群である。うち何点かは、例えば各家庭の竈等で自作した例が含まれるのではとさえ思料されるところである。

つづいて表面形状に着目したい。1～3は、円盤状ではないものの、概ね平坦であり、その特徴は「面打」に類似している。これらを本稿では便宜上、「面打タイプ」と呼称しておきたい。一方、4～23は芥子面に多い、蒲鉾状を呈している。「蒲鉾タイプ」と呼称しよう。

ここで、「芥子面」が元来、指人形であり、のち「穴一」賭博用の遊具に変容していったとする、先の『嬉遊笑覧』等の文献記録と照らし合わせてみよう。同資料群の個々、裏面の形状を観

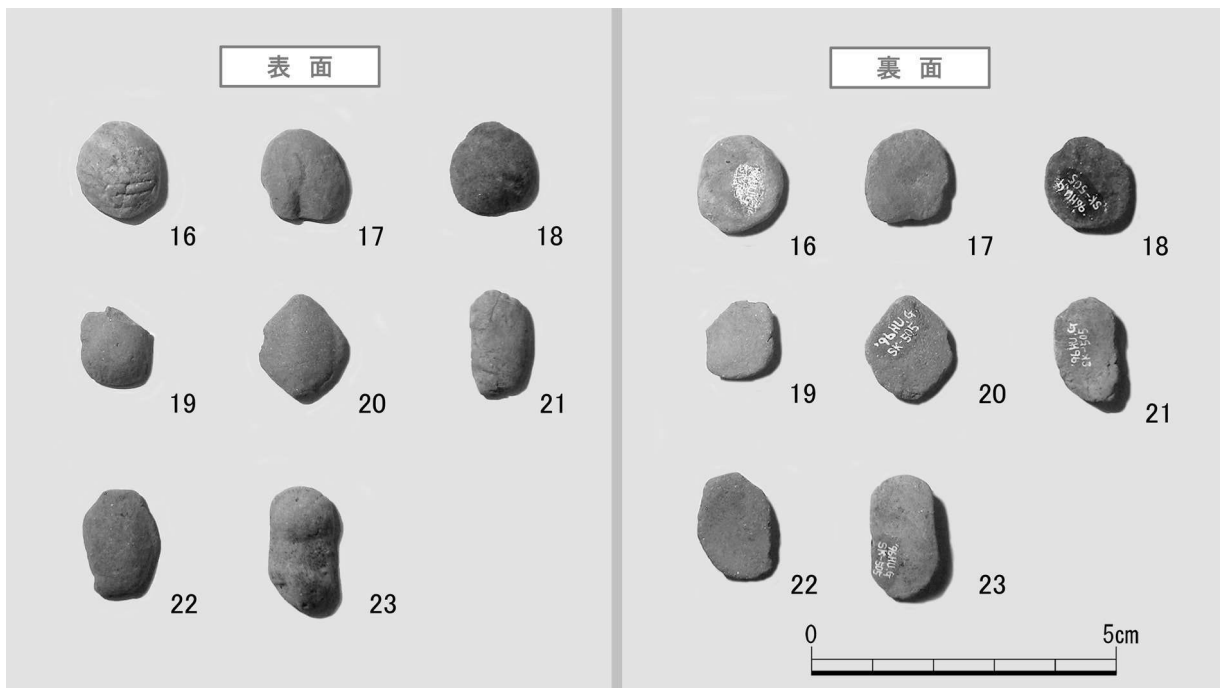


写真2 松山城三之丸跡出土の泥面子類(素文・無文の一群)

察することによって、仮に、指人形としての用途が存続しているならば、指先の形に符合するような特有の凹みが備えられているはずであり、そうでなければ、「穴一」用としての転換が、実資料から立証できるのではないかと、そう筆者は考えるのである。

同仮説を立証するにあたり、別途、第4図を作成した。当該資料群は、大きくは図示する3態様に分類が可能である。この第4図を基に、改めて観察を進めてみることにした。そうしたところ、次に示すような明確な差異を抽出できたのである。

まず11であるが、これは唯一、断面形状が α 類、中央が緩やかなレンズ状に凹められている。表面の魚紋もしっかりしており、人差し指の指先にフィットした形状を呈していることから、指人形としての用途に耐え得る個体と判別できる⁽⁵⁾。対する1・3～7・9・12・13・15・20～22は概ね β 類、全面平坦に整形されており、凹凸はほとんど見出しがたい。つまり、指先に付着しないのである。さらに2・8・10・14・16～19、23の一群は歪である。一箇所ないし複数箇所に小さく不整形の凹凸等が生じているものの、凹みの位置が中央ではなく端部に偏ったり、その程度が僅かであったりと、いずれも指に付着させることは困難である。なお当

α : レンズ型	β : 平坦型	γ : 歪型
裏面がレンズ状に凹み、横断面形が緩弧状を成すタイプ。	裏面が概ね平坦で、横断面形が下弦弧状を成すタイプ。	裏面が無作為に凸凹し、特段の整形が成されないタイプ。

第4図 芥子面タイプ裏面の分類(模式図)

該資料群における裏面形状の組成比は、 α 類4%、 β 類57%、 γ 類39%で、 β 類が圧倒的であることが判明している。

4 成果と展望

本稿では、松山城三之丸跡出土の泥面子類について、以上の検討を行ってきた。一連の研究結果から、以下のような所見を得ることができた。

- (1) 文様は、大きくは有文と無文に大別される。このうち有文の「芥子面タイプ」は、特徴ある意匠を備える一群と、素文粗製の一群に細別される。
- (2) 断面形は、芥子面に多い蒲鋒タイプと、面打に近い面打タイプに分類可能である。
- (3) 裏面では、 α 類：レンズ状、 β 類：平坦状、 γ 類：歪状の三態が把握された。さらに後者の β 類が全体の57%と圧倒的であることを確認できたことから、当該期前後、既にその大半が「穴一」賭博用に興ぜられていたことを客観的に立証することができたと考える。

冒頭でも触れたとおり、芥子面とは、そもそも女子を中心に愛玩された簡易な指人形であった。しかしながら18世紀以降の「穴一」盛行に伴って、いわゆる、地面に投げつけて戦利品を競う賭博用貨幣の代用品として、盛んに用いられるようになったと理解されてきた。劇的な展開である。ここまでは、文献史料から既に把握されてきたところでもある。

本稿では、これまで近世考古学界であまり注視されることのなかった泥面子類、特に芥子面タイプの多様性に関して、裏面を含めた図示公開を試みるとともに、新たな分類基準の提起と、一定の考察を経ることによって、以上の新見解を抽出可能であることを指摘してきた。特に、従来の学史にはなかった視点といえる裏面の分類、観察、考察によって、指人形としての用途が想定される α 類と、「穴一」賭博用に転化した β 、 γ 類との共存、あるいは、後者への変容を新たに想定することができた。なかでも、本稿で分別した素文、無文の一群に対しては、単に指先に符合しないのみならず、そもそもが歪な粗製品であることを鑑みるならば、「穴一」盛行に伴い、派生的に登場した自家製を含む粗悪玩具であった可能性すら、これからは視野に入れて評価を進める必要があるだろう。

日本のほぼ全国に分布する近世以降の泥面子類に対して、今後、同様に実測、研究を重ねていくことが叶うならば、わが国の、江戸中期以降をめぐる「穴一」盛行と衰退に至る一連の歴史的変遷過程の復元や、それらの学術上の意義さえも論述可能になるものと、大いに期待される場所である。

(2023年6月13日)

謝辞

本稿作成にあたり愛媛県教育委員会、愛媛県埋蔵文化財センターの皆様方には、大変お世話になりました。末筆ながら記して感謝申し上げます。

註

- (1) 斎藤1997、安芸2001文献。その起源は平安時代の「意銭」にまで遡る(安芸2001)。
- (2) 土井・門田編(2000)文献。
- (3) 各資料の出土地点は、2・6・9・10・16・18・20・21・23が96HC G区SK-505、1・3・7・11・13・19。22が96HC F-21 江戸Ⅰ包一括、4・8が96HC F-21 F-22間ベルト一括、17がL-19 江戸Ⅱ、14が96HC 江戸Ⅰゴミ穴、12が96HC 水溜遺構、15が96HC G-22トレンチ内、5が県民館グリッド一括である。
- (4) 出土層位の明らかな資料としては、1・3・7・11・13・14・19・22が江戸Ⅰ期(18世紀末～19世紀初頭頃)、17が江戸Ⅱ期(18世紀代)、その他は不明である。
- (5) 「指先にフィット」とは、具体的には、筆者の指先に符合するか否かを指している。

参考文献

- 池永重紀子1996「Ⅱ 土製品」『溜池遺跡 - 総理大臣官邸整備に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 - 第二分冊』都内遺跡調査会 177-203頁
- 井上重義2004「江戸の玩具を作り、教える」『印形玩具研究』第15号、日本人形玩具学会 59-61頁
- 安芸毬子2001「遊・玩具4 泥面子」『江戸考古学研究事典』柏書房 224-225頁
- 網千善教・酒井 将・藤井利章・岩瀬 透・石田正邦・岡本敏行・柴 泰伸・田村いづみ・増田早苗・木村泰彦・野田芳正・溝口和夫編(1977)『重要文化財 龍谷大学正門 - 解体修理にともなう事前発掘調査報告書 -』龍谷大学校地学術調査委員会
- 鶴沢久美子編1983『資料集 泥めんこ』千葉県市川市立市川歴史博物館
- 川口宏海2009「有岡城跡・伊丹郷町遺跡出土のミニチュア土製品(1)」『大手前大学論集』第9号、大手前大学 79-111頁
- 川名 禎(1995)『東京湾東岸地域における「江戸ごみ」に関するフィールド調査報告』江戸遺跡研究会
- 川名 禎(1996)「泥面子分布にみる江戸周辺の肥料流通 - 東京湾北東岸地域を中心に -」『利根川文化研究』第10号、利根川文化研究会 15-33頁
- 関西近世考古学研究会編(2008)『関西近世考古学研究16 土人形が見た近世社会』関西近世考古学研究会
- 幸泉満夫(2014)「博物館資料学の新たな可能性 - 地域に眠る出土文化財の新たな活用システム構築に向けて -」『法文学部論集 人文学科編』第37号、愛媛大学法文学部 87-126頁
- 幸泉満夫(2016)「基于博物馆学视角的日本埋蔵文化遗产的行政管理及展望 - 从促进日本国内三千多处“出土文化遗产”的利用来看 -」『復旦大学文物与博物館学系・愛媛大学法文学部学部間学術交流協定事業・記念講演会資料』、中国上海市復旦大学文物与博物館学系 1-7頁
- 斎藤良輔1997『新装普及版 日本人形玩具辞典』東京堂出版研究会
- 首藤岩泉1991『江戸趣味泥面譜 摘要篇』日本泥めんこの会
- 寺島孝一ほか編2001『図説 江戸考古学研究事典』柏書房
- 寺島孝一ほか編2003『江戸遺跡研究会第16回大会 遺跡からみた江戸のゴミ』江戸遺跡研究会・江戸東京博物館

寺島孝一ほか編2004『江戸遺跡研究会第17回大会 続 遺跡からみた江戸のゴミ』江戸遺跡研究会・江戸東京博物館
東京大学埋蔵文化財調査室編1990a『東京大学埋蔵文化財調査室発掘調査報告書3 東京大学本郷構内の遺跡 医学
部附属病院地点』

東京大学埋蔵文化財調査室編1990b『東京大学埋蔵文化財調査室発掘調査報告書4 東京大学本郷構内の遺跡 山上
会館・御殿下記念館地点』

土井光一郎・門田智美編2000『史跡「松山城跡」内 県民館跡地 - 愛媛県美術館の建設に伴う埋蔵文化財調査報告
書-』財団法人 愛媛県埋蔵文化財調査センター

中田幸平1970『日本の児童遊戯』社会思想社

植崎彰一ほか編2008『土人形が見た近世社会』関西近世考古学研究会

西本幸嗣・清水亜弥編2012『高槻市文化財調査報告書第29冊 郷土玩具 奥村寛純コレクション - 伏見人形-』高
槻市教育委員会文化財課・高槻市立しろあと歴史館

日本人形玩具学会編2019『日本人形玩具大辞典』東京堂出版

松井かおる1991「型抜き遊びについて」『江戸在地系土器の研究』江戸在地系土器研究会 95-109頁

挿図版典拠

第1・4図：筆者作成。第2～3図：筆者および前田友香、幸泉満夫実測、筆者清浄。写真1～2：筆者撮影・
レイアウト（各掲載許可済）。

愛媛考古学協会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は愛媛考古学協会と称し、事務局を事務局長の住所に置く。

(目的)

第2条 本会は考古学を通じて歴史を学ぶと共に、会員相互の連絡と親睦を密にし、地方史研究の実をあげ、県下の文化財保護に努めることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の趣旨に賛同し、年額会費2,000円を納入した者をもって会員とする。ただし、団体会員は一会員とし、高校生以下は半額とする。

(事業)

第4条 本会は目的達成のために、次の事業を行う。

- (1)機関誌の発行と偶数月に会合(定例会)を行う。
- (2)講演会、見学会、研究会の開催。
- (3)文化財の学術調査及び保存の啓発。
- (4)地方公共団体の文化財保護活動に対する協力。
- (5)その他必要な事業。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- (1)会 長 ……1名
- (2)副 会 長 ……5名以内(東・中・南予におく)
- (3)常任 委員 ……若干名
- (4)事務 局長 ……1名
- (5)会計 監事 ……2名

(役員の仕事及び選出)

第6条 (1)役員の仕事は次のとおりとする。

- 会長は本会を代表し、会務を総括し会議の議長を務める。
 - 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はこれを代行する。
 - 常任委員は例会準備・機関誌の発行等の会務を執行する。
 - 事務局長は会計・庶務を総括する。
 - 会計監事は会予算の執行状況の監査を行う。
- (2)役員を選出は次のとおりとする。
- 役員は総会において選出し、任期は2年とする。

(名誉会長・顧問)

第7条 本会には名誉会長及び顧問並びに参加を置くことができる。
名誉会長及び顧問並びに参加は、会議の議決により会長が委嘱する。

(会議)

第8条 本会の会議は総会と役員会とする。

- (1)総会は毎年一回開催し、会則の変更、事業計画、予算・決算の承認・役員を選出等の重要事項を審議する。
- (2)役員会は本会の運営に関する事項、及び緊急必要な事項について審議する。
- (3)会議はすべて会長が召集し、議事は出席者の過半数を持って議決する。

(会計)

第9条 本会の経費は会費及び寄付金並びに補助金をもってこれにあてる。

会計は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる年度会計とする。

付則

本会側は昭和56年4月1日より施行する。

愛媛考古学協会

第27号

令和5(2023)年12月31日

編集・発行 愛媛考古学協会 会長 岡田敏彦

印刷 有限会社ニシダ印刷製本

〒590-0965 大阪府堺市堺区南旅籠町東4-1-1
